

# 令和5年(2023年)第1回ニセコ町議会臨時会

令和5年(2023年)2月1日(水曜日)

## ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
(令和4年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 5 議案第 1号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算

## ○出席議員(10名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

## ○欠席議員(0名)

## ○出席説明員

町長	片山健也
副町長	山本契太
総務課長	福村一広
税務課長	鈴木健
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
総務係長	樋口範幸
財政係長	浅井理登
教育長	片岡辰三
学校教育課長	阿部信幸

## ○出席事務局職員

事務局長	前原功治
書記	佐藤秀美

◎開会の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。  
定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回ニセコ町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において1番、篠原正男君、2番、木下裕三君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、総務課長、福村一広君、税務課長、鈴木健君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長・農業委員会事務局長、中川博視君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、阿部信幸君、以上の諸君です。  
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

- 議長（猪狩一郎君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年ニセコ町一般会計補正予算）の件を議題とします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） おはようございます。本日よりしくお願いいたします。

それでは、日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認についてご説明をいたします。横長の議案で、左上に承認第1号とあるものになります。

日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和5年2月1日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページでございます。令和4年12月26日付けの専決処分書でございます。

次のページ、5ページでございます。令和4年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和4年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ111万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,518万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月26日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページでございます。第1表 歳入歳出予算補正の歳入が6ページ、歳出を7ページに載せてございます。

8ページは歳入歳出予算補正予算事項別明細書の総括の歳入でございます。

9ページをご覧くださいと思います。9ページの歳出ですが、今回の補正予算の総額は111万4,000円でございます。

こちらの財源の内訳は全て一般財源となっております。

次のページ、10ページでございます。歳入から説明をいたします。今回の事業実施にあたり、111万4,000円全額、財政調整基金繰入金を充当するというので歳入をみてございます。

では11ページの歳出で予算の内容の説明をさせていただきます。2款2項2目10節需用費の修繕料32万5,000円。こちらにつきましては、公用車の破損に伴う修繕に要する費用の補正ということでございます。破損の理由は、職員が運転中凍結路面でスリップして道路脇の雪山へ衝突したことによるもので、12月7日の夜間、国道276号の喜茂別町鈴川付近のカーブにおいて、出張で千歳方面から帰る途中に発生をしたものでございます。なお、雪山への衝突は単独かつ同乗者もいない状態で発生をし、公用車以外の物損はなく、運転所を含め人身被害はございませんでした。なお、職員の交通安全意識の向上には引き続き努めてまいりたいというところでございます。

続きまして12ページでございます。3款1項2目老人福祉費、18節ニセコハイツ・デイサービスセンター設備更新等事業補助78万9,000円。こちらにつきましては、12月14日、ニセコハイツの調理室で使用している冷凍庫が故障により使用不能となったため、入替えにかかる経費を補正するというものでございます。歳出は以上でございます。

なお、今回の2件の専決補正は、いずれも議会を開く間がなかったことから、専決対応とさせてい

ただいた案件でございます。

最後に、今回の専決補正に係る各会計の総括表などは、別添の補正予算資料のNo.1（承認第1号）に取りまとめてございますので、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

承認第1号の説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。 本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

#### ◎日程第5 議案第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、議案第1号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 日程第5、議案第1号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

議案第1号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和4年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,024万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億542万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月1日提出、ニセコ町長 片山健也。

2ページから4ページまでにつきましては記載のとおりでございます。

5ページをお開きいただきたいと存じます。事項別明細書の歳出でございますが、今回の補正総額合計3,024万円。こちらの財源につきましては国道支出金が2,842万8,000円、一般財源が181万2,000円という内訳になります。

それでは歳出からご説明を申し上げます。9 ページをお開きいただきたいと存じます。2 款 1 項 14 目 3 節の時間外勤務手当 24 万 5,000 円。こちらにつきましては、町長公用車を運転する会計年度任用職員の時間外勤務手当について、新型コロナウイルス感染症対策による行動規制の緩和に伴い、町長が参加する会議等が増加しているということに伴う補正でございます。

10 ページ、4 款 1 項 2 目、こちらは 2 つの事業についての補正でございます。まず 1 つ目は、孤立感や不安感を抱く妊婦や家族が少なくない状況で、子育てに関し妊娠期から一貫して身近で相談に応じ、また、相談とあわせて経済的支援も実施する出産子育て応援交付金が今般国において創設をされました。これに伴いこの事業を実施するための補正ということでございます。11 節の通信運搬費 9,000 円は、この事業の案内と給付金の申請書送付に係る経費でございます。18 節出産子育て応援交付金 440 万円。こちらにつきましては妊娠届を提出した者、または令和 4 年 4 月 1 日以降に出産した産婦に対して、1 人当たり 5 万円の給付、対象者 53 件で 265 万円。それから子育て応援ギフトとして、令和 4 年 4 月 1 日以降の出生児に対し 1 人当たり 5 万円の給付、対象者 35 件とみて 175 万円。合わせて 440 万円を補正するというものでございます。それから北海道自治体情報システム協議会負担金 170 万 5,000 円の補正のうち、ただいまの事業に係る妊娠期から一貫して身近で相談に応じる、いわゆる伴走型相談支援についての管理、経済的支援の申請登録について現在使用している健康かるてシステムの改修にかかる費用に 55 万円。170 万 5,000 円からこの 55 万円を差し引いた 111 万 5,000 円の負担金が、2 つ目の事業となります。これについては、今年度成人の健康管理システム（成人健診、特定健診、受付管理、予約管理）導入にあたり、既存の健康かるてシステム改修にかかる経費を当初予算計上していましたが、検診機関から受領するデータは形式がそれぞれ異なっておりまして、取り込むための副本登録ツールが必要ということで、これに係る経費についての補正ということになります。

続きまして 11 ページでございます。6 款 1 項 10 目 18 節の担い手確保・経営強化支援事業補助 2,420 万 3,000 円につきましては、国の令和 4 年度補正予算で実施される担い手確保・経営強化支援事業、意欲的な取組みをする担い手に農業用機械や施設の導入を支援する事業でございますが、これについて採択通知があったことから町が間接補助事業者となり、歳入歳出を同額補正するというものでございます。なお、補助対象者につきましては 3 経営体（個人 3 戸）でございますが、総額事業費 4,899 万 2,000 円で、そのうち 2,420 万 3,000 円が間接補助金として交付されるということで補正をしております。

続きまして 12 ページでございます。9 款 1 項 1 目 18 節羊蹄山麓消防組合負担金 263 万 5,000 円の減額。こちらにつきましては、共通経費について前年度繰越金の確定に伴う負担金の減額ということで補正をしております。

それから 13 ページ、10 款 4 項 2 目 10 節光熱水費 196 万 3,000 円。電力単価及び燃料費調整額の高騰による高等学校校舎及び高校農場の電気料不足額の補正ということでございます。その下、4 目 10 節光熱水費 35 万円も同じく電力単価及び燃料費調整額の高騰による高校寄宿舎電気料の不足額を補正するというものでございます。

続いて 6 ページ、歳入をご覧いただきたいと存じます。11 款 1 項 1 目 1 節普通交付税 181 万 2,000

円。国税収入の増加に伴い、臨時経済対策費として令和4年12月9日付けで交付決定がありました普通交付税の追加分6,294万円のうち、今回の事業実施の財源として181万2,000円を歳入補正するというものでございます。

7ページでございます。15款2項3目1節出産子育て応援交付金349万2,000円。先ほど歳出でご説明を申し上げました子育て応援給付金事業について、給付金の補助率が3分の2、それからシステム改修費及び通信運搬費が10分の10として補正をしているものでございます。

続きまして8ページ、16款2項3目1節出産子育て応援交付金73万3,000円は、子育て応援交付金事業に対する道補助(6分の1)の補正でございます。

それから、4目1節担い手確保経営強化支援事業補助金2,420万3,000円も先ほど歳出でご説明をいたしました3農業経営体を実施する当該事業について、町が間接補助事業者となり、歳入歳出を同額補正するというものでございます。

飛んで14ページをご覧いただきたいと思えます。歳出で職員の給与、時間外を補正したことから、給与費明細書について15ページにかけて変更を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

なお、今回の一般会計に係る補正の詳細につきましては、別冊の補正予算資料No.1にまとめてございます。内容は補正の趣旨、補正後の各会計の総括、補正後の一般会計歳入歳出内訳及び補正の枠組みということでまとめてございます。後ほどご参照いただきたいと存じます。

議案第1号についての説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(猪狩一郎君) これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、10時30分まで休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時28分

○議長(猪狩一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第1号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

斉藤議員。

○5番(斉藤うめ子君) 2件質問させていただきます。1件目は8ページ、担い手確保経営強化支援事業補助。これは今までも毎年行ってきたことだと思うんですけども、今回3件あって、それぞれはいくらぐらい、金額は違うと思うんですけども、それぞれ内容について説明していただきたいなと思ってます。それとですね、農業するのに新しい機械とか必要なものがどんどん出てくると思うんですけども、もともとこういう農業機械ってなかなか高額のものなので、例えば応募してきた農業者に決定するときに、半額は補助されているけれども、あと半額でもかなりの額になるんじゃないかなと思うんですけども、その辺りの返済とかそういうことも検討されて交付するようにされているの

か、その辺りを教えていただきたいと思います。

それともう1件ですね、子育て交付金のことですけれども、今回政府がこういう応援交付金を出すということになって、去年の4月1日以降の妊娠・出産した妊婦に対して1人5万円ずつっていうことになったんですけれども、これは今後も、令和5年4月以降も続く予定・・・これは今回は去年の4月1日から今年の4月1日までの分だけをここで予算計上しているということですね。あとすいませんね、ちょっとずれるかもしれませんが、それ以後のことはまだ何も決まっていらないというふうに理解してよろしいですか。去年の4月1日から妊娠・出産した人を遡って交付するっていうことになって、この人数が出てくるんですけれども、これはこれからも、例えば今年の4月1日までですか、それ以降、例えば2日とか3日とか過ぎた場合は対象にならないのかなとちょっと思いました。予算的にはこれもう確定してるんですけれども、その辺りはどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思いました。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 補助金導入ということで、1件目に関しましては畑作野菜メインで、GPSの自動操舵と言われているシステムのついたトラクターとか、自分の今所有しているトラクターにつけられるGPS自動操舵システム、あとは自動操舵システムの後ろにつけて農薬を散布できるスプレーヤーという散布システム、土を起こすためのロータリー、あと野菜のビニールハウスの中の環境をコントロールできるようなものを入れると。2件目に関しては、トラクターとフロントローダーといって前の部分につけて物を運んだりすることができるものです。3件目に関しては水田で自動的に動かせる田植機と耨り機や選別機、あとは苗を育てるためのハウスで、多いところで事業費ベースで3,000万、少ないところでは500万あたりという形の事業展開になってございます。機械は高額なので、お金とかどうなるだという話の部分ですが、基本的には農協さんの金融のほうと相談して、OKの人が来るかたちの事業展開をさせていただいていますので、お金が借りられないから買えないということは今のところありません。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまの斉藤議員の子育て給付金に係る質問についてお答えいたします。事業がいつまで続くかということについてですけれども、国の予算においては、まず令和4年度の国の2次補正は令和4年4月から令和5年9月までの分の財源が確保されているところでございます。それと国の令和5年当初予算では、令和5年10月から令和6年3月までの財源が確保されているということでございます。ニセコ町の予算につきましては、今回計上させてもらっているものはあくまでも令和4年度、今年の3月までに支払う分の予算計上です。新年度予算につきましては、1年間分の対象の予算を計上するという予定になってございます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 農業の機械のことなんですけれども、今回3件申請があって、国からの補助金は50%出すということで、全額3,000万円という高額のものもあります。どんどん農業機械も新しくなって変えていくんですけれども、そういう先の見通しとか、どれだけ可能なのかとか、そういうことも農業者の間で申請される方はやっぱり検討して、計画を立ててやっていらっしゃるのか。

先ほどその国からの半額の補助のほかに、まだいろいろと農業者の補助金はあるんですか。さっきちょっとおっしゃってたと思うんですけれども。

（「ありません」の声あり）

ないんですか。半額は個人が負担するかたちになりますか。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 先ほどご説明させていただいたのは、事業費のうちの半分は国の補助、残りは金融機関からの借入れがある程度OKをもらい、この事業を動かすときに手挙げして、要望を上げさせていただくという形をさせていただいています。私は農業者ではないので相談しかできないのですが、農業者さんも機械の買入れのときには十分この先こういう部分で必要になってくるから、機械をどういったタイミングで買おうかというのを考えながら実施していただいているという状態です。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） はい、説明は分かりました。ただ繰り返しになりますけれども、農業機械もすごい数千万とかするもので、そしてやはり補助をいろいろいただいたとしても、返済とかいろんな面で農業者も大変じゃないかなと思うんですけれども、そういう見通しとかってというのは各農業者さんがやはり自分の責任でやっていくしかないという。そこでですね、それに対してどれだけ判断っていうか、それだけの補助金を出して、そしてそれをちゃんと返済する見通しというのは、確認した上でやってらっしゃるといふことでいいんですか。

○議長（猪狩一郎君） 中川課長。

○農政課長（中川博視君） 残りのお金の借入れに関しては、金融のプロの方がついて相談して、そこで借入れができるかできないかという判断をしてもらった上で、うちのほうで補助事業を動かしているの、素人の私たちがお話しするよりも、金融の方と相談していただき決定しているということで判断しております。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質問ございませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） 10ページの出産子育て応援交付金について伺います。国の要綱等を若干見ましたら、5万円の現金支給とは書いてなくて、5万円相当と書いてあるように見受けました。ニセコ町ではこれまでも様々な臨時の給付金を行った場合に、町内で使える商品券ですとか現金もたしかあったように思っていますし、様々な選択をしておられます。今回、現金で5万円というふうに決定に至った検討経過についてお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 国の交付要綱の中では5万円のギフトという表現になっていると思いますけれども、Q&Aによるとこの5万円、現金給付も可ということで確認してございますので、このルールから逸脱しているものではございません。5万円給付に至る経過ですけれども、今回このギフトにつきましては、都道府県が主体となってDXを用いて一律のギフト、いわゆるクーポンですとかそういった形の検討がなされているところでございます。ただ北海道においては、この3月まで



の支給については間に合わないということで、それぞれの町で給付をするような仕組みになってございます。そこでニセコ町におきましては、北海道が統一したクーポンなどを使えるのかどうかは新年度以降の部分として、今回早急に手元に経済的支援を届けるにあたってはまず現金給付ということで、現金給付という決定をさせていただいているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 同じ内容になるかと思うんですが、伴走型というふうにいるなとこで使われることがあるんですが、今回この補正、この資料によりますと「身近で相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的な支援を一体として実施する」ということで、この説明で聞く伴走型のイメージとしては、相談支援というところがかなり含まれていると思いました。その上で今回の補正予算については、後に書いてある経済的な支援に特化したように映るんですけども、これは今後相談支援に充実するための人件費とか、あるいは時間外とか、そういったことが今後はありうるのか。今説明のあった現金給付でとまってしまうのか、その辺について見直しをお伺いしたい。伴走型っていう言葉について、政府なり使っている言葉として、正確な説明もあわせていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 伴走型の相談支援という部分についての定義になると思うんですけども、国で示しているのがまず妊娠届出時に相談を行う、それと妊娠8か月頃を目標に2回目の相談を行う、そして最後出産後約1か月前後に相談を行うと、この3回の相談を行うについて、通常の前対面での相談のほか、アンケートの実施をした上で、さらにさっき言った5万円の申請書を申請していただいて給付を行うというのが流れとなってございます。ニセコ町においては、現在妊娠届出時は基本、役場のほうに母子手帳をもらいに来る都合上、どうしてもそこで対面する機会があるので、その場で1回目の相談を実施していると。これは引き続き行うということで、国で言っているこの子育て相談支援につきましては、そこで国が示すアンケートを元のうちでつくったアンケートなどを実施していくというようなかたちを考えてございます。それと8か月の妊娠相談についても、今までも必要に応じ妊婦さんからご相談いただいたときには応じているということで、8か月をめぐりに必ず1回やるよということで、ここの部分も今まで保健師が行っている対応でクリアできるかなと。最後3回目の出産時なんですけども、ここについては出産の届出を町民生活課のほうに来られたときに様子はどうですかと。なかなか妊婦さんが直接役場に来るということはないので、必要に応じて訪問での対応をしていただくと。その中で訪問した際の対面での相談と5万円の給付の申請をいただくというようなことで考えてございます。取りあえず今のところこの3月までの相談支援については、新たな職員を雇うということは考えておらず、現状での保健師等での対応とします。主な部分が4月1日以降生まれた遡及部分になりますので、遡及部分については出産が終わって時間も経過している方もおりますので、面談は行わずアンケートと申請のみでの給付が可能ということですので、その部分保健師というよりは事務的な手続きということで、私も含めて事務対応をしていきたいという考えでございます。また新年度の予算につきましては、また新年度にここの伴走型についての具体的

な対応なども含めた予算計上ができるかなと思いますので、それはまた改めてということで、取りあえず2月まではこのような体制でいくというような説明になります。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

浜本議員。

○6番（浜本和彦君） 13ページ、ニセコ高校と寄宿舎の光熱水費の補正を組みましたけど、ほかの施設は今後補正組まなくていいのかどうか、どういう見通しなのか伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 今回高校の部分を出させていただいていますが、ほかの施設については既に12月で補正が終わっておりますので、今後は今の財政上の見通しとして補正はないものと思っております。1月分の請求から国の支援金が入るということで、若干その辺もう落ちついてくるのかなという認識はしております。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑はございませんか。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これより、議案第1号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和5年第1回ニセコ町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時47分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (原本自署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (原本自署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (原本自署)